

平成 28 年 12 月 26 日
消 防 庁

消防設備士試験に関する試験問題誤りの再発防止

(一財) 消防試験研究センターから、同センターが実施した消防設備士試験において、試験問題に誤りがあったとの報告がありました。

これを受け、消防庁では(一財)消防試験研究センター理事長あてに、別添通知文(平成 28 年 12 月 26 日付け「消防設備士試験に関する試験問題誤りの再発防止について」)を送付し、再発防止策の徹底及び試験の適正かつ確実な実施を確保するよう指示しました。

(連絡先)

消防庁予防課 片山、佐藤

TEL 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533

消 防 予 第 384 号
平成 28 年 12 月 26 日

一般財団法人
消防試験研究センター理事長 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消防設備士試験に関する試験問題誤りの再発防止について

今般、消防設備士試験において判明した試験問題誤りについては誠に遺憾であり、今回の事実を厳粛に受け止め、消防設備士試験等の適正かつ確実な実施を確保するため、下記について実施していただきたい。

記

- 1 試験問題の作成手順を詳細に点検した上で、誤りを防止するための対策を検討し、確実に実施すること
- 2 過去においても同種の誤りがないか調査し、その調査結果を報告すること
- 3 その他の試験についても、同種の誤りを起こさないよう注意を徹底すること

報道資料

消防設備士試験の問題の誤りについて

平成28年12月26日

当センターで実施した消防設備士試験問題に誤りがあったことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 概要

平成27年8月から平成28年12月に実施した消防設備士試験（甲種第2類）で使用した問題の一部に誤りがありました。当該誤りは、受験者からの指摘を受け、当センターにおいて確認した結果、判明したものです。問題の誤りの原因は、問題作成段階で法令の解釈を誤ったことによるものです。

誤った問題は、消防設備士試験甲種第2類の「問12」です。当該問題と誤りの内容は（別紙1）、当該問題を使用した試験実施日等は（別紙2）のとおりです。

2 対応

(1) 再採点

既に採点を行った試験については、誤った問題である問12を全員正解とし、再採点を行いました。

その結果、3の方が新たに合格者であることが判明いたしました。

(2) 新たに合格が判明した方々への対応

新たに合格が判明した方々に対しては、電話で速やかに合格していた旨を連絡し、お詫びをいたしますとともに、「お詫びとお知らせ」（別紙3）、試験結果通知書等を速達で郵送いたします。

(3) 当センターのホームページへの掲載

当センターのホームページに「お知らせとお詫び」（別紙4）を掲載いたします。

(4) 東京試験について

これから採点を行う東京試験（平成28年12月18日実施）については、問12を全員正解として採点を行い、平成29年1月26日（予定）に合格発表と結果通知を行います。

3 再発防止策

問題作成プロセスにおいて、当センター内の消防設備士有資格者によるチェックを加え、問題作成のチェック体制の強化を図ります。

問い合わせ先 一般財団法人消防試験研究センター

業務部長 田中英夫

電話 050-3803-9288

問題

【問 1 2】 フォームヘッドを用いる泡消火設備に関する次の記述のうち、文中の () に当てはまる数値の組合せとして、消防法令上、正しいものはどれか。

「一の放射区域の面積は、飛行機又は回転翼航空機の格納庫にあつては (ア) m^2 以上 (イ) m^2 以下としなければならない。」

	(ア)	(イ)
1	50	100
2	80	160
3	80	100
4	50	160

誤りの内容

消防法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号において、フォームヘッドは、飛行機又は回転翼航空機の格納庫に設けることができるものとされていないことから、正解肢が存在しない。

<参考>

消防法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号

「泡ヘッドは、令別表第一 (13) 項口に掲げる防火対象物又は防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機若しくは垂直離着陸航空機の発着の用に供されるものにあつてはフォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドを、道路の用に供される部分、自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車のために供される部分にあつてはフォームヘッドを、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分にあつてはフォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッド又はフォームヘッドを、次に定めるところにより設けること。(以下略)」

消防法施行規則第 18 条第 4 項第 5 号

「フォームヘッドを用いる泡消火設備の一の放射区域の面積は、道路の用に供される部分にあつては 80 m^2 以上 160 m^2 以下、その他の防火対象物又はその部分に設けられるものにあつては 50 m^2 以上 100 m^2 以下とすること。」

消防法施行令別表第 1

(13) 項口・・・飛行機又は回転翼航空機の格納庫

(別紙2)

当該問題を使用した試験実施日等

(単位：名)

試験実施日	試験実施 都道府県	合格発表日	受験者数	合格者数
平成27年8月23日	香川県	平成27年9月30日	7	2
平成27年8月30日	茨城県	平成27年10月7日	7	3
平成27年8月30日	長野県	平成27年10月7日	7	3
平成27年8月30日	島根県	平成27年10月8日	6	2
平成27年9月6日	神奈川県	平成27年10月15日	57	22
平成27年9月13日	熊本県	平成27年10月22日	19	2
平成27年12月6日	京都府	平成28年1月15日	20	6
平成28年2月14日	千葉県	平成28年3月16日	36	8
平成28年2月14日	福井県	平成28年3月7日	17	2
平成28年2月20日	青森県	平成28年3月14日	14	1
平成28年2月20日	岩手県	平成28年3月24日	11	5
平成28年2月27日	山梨県	平成28年3月28日	6	3
平成28年2月28日	三重県	平成28年3月23日	23	11
平成28年5月28日	山形県	平成28年6月30日	8	1
平成28年7月17日	大阪府	平成28年8月19日	61	25
平成28年7月24日	鳥取県	平成28年8月29日	6	3
平成28年7月24日	岡山県	平成28年8月25日	39	10
平成28年8月27日	岩手県	平成28年9月30日	4	1
平成28年8月28日	長野県	平成28年9月30日	4	0
平成28年10月9日	熊本県	平成28年11月14日	17	3
平成28年11月13日	北海道	平成28年12月15日	24	2
平成28年12月18日	東京都	平成29年1月26日 (予定)	309	未確定
合 計	延べ22都道府県		702	115

お詫びとお知らせ

平成〇〇年〇〇月〇〇日に実施いたしました、消防設備士試験甲種第2類の試験におきまして、出題した問題（問12）に誤りがあり、本来、合格されたあなた様の試験結果を不合格と判定してしまいました。

誠に申し訳なく、また、ご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

同封いたしました試験結果通知書のとおり、合格でございますことを、お知らせいたします。

なお、既に、送付いたしました不合格の通知書につきましては、廃棄いただければ幸甚でございます。

今後、このようなことがないように当センター職員一同さらに努力を重ねてまいります。

平成28年12月〇〇日

一般財団法人消防試験研究センター
理事長 北村吉男

お 知 ら せ と お 詫 び

平成27年8月から平成28年12月に実施した消防設備士試験（甲種第2類）で出題した問題の一部（問12）に誤りがありました。当該問題と誤りの内容は別添1、当該問題を使用した試験実施日等は別添2のとおりです。

受験者の方々をはじめ、関係する方々にご迷惑をおかけしたことを、心よりお詫び申し上げます。

誤りのあった問題については、全員正解とし、再採点を行った結果、新たに3名の方々の合格が判明いたしました。

新たに合格が判明した方々に対しては、電話で合格していた旨を連絡し、お詫びをいたしますとともに、「お詫びとお知らせ」、試験結果通知書等を速達で郵送いたします。

これから採点を行う東京試験（平成28年12月18日実施）につきましては、誤りのあった問題について全員正解として採点を行い、平成29年1月26日（予定）に合格発表と結果通知を行います。

今後、このようなことが発生しないよう、チェック体制を強化し再発防止に取り組んでまいります。

平成28年12月26日

一般財団法人消防試験研究センター
理事長 北 村 吉 男

別添 1

誤りのあった試験問題

【問 1 2】 フォームヘッドを用いる泡消火設備に関する次の記述のうち、文中の（ ）に当てはまる数値の組合せとして、消防法令上、正しいものはどれか。

「一の放射区域の面積は、飛行機又は回転翼航空機の格納庫にあつては（ア）㎡以上（イ）㎡以下としなければならない。」

	(ア)	(イ)
1	50	100
2	80	160
3	80	100
4	50	160

誤りの内容

消防法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号において、フォームヘッドは、飛行機又は回転翼航空機の格納庫に設けることができるものとされていないことから、正解肢が存在しない。

<参考>

消防法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号

「泡ヘッドは、令別表第一（13）項口に掲げる防火対象物又は防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機若しくは垂直離着陸航空機の発着の用に供されるものにあつてはフォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドを、道路の用に供される部分、自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車のために供される部分にあつてはフォームヘッドを、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分にあつてはフォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッド又はフォームヘッドを、次に定めるところにより設けること。（以下略）」

消防法施行規則第 18 条第 4 項第 5 号

「フォームヘッドを用いる泡消火設備の一の放射区域の面積は、道路の用に供される部分にあつては 80㎡以上 160㎡以下、その他の防火対象物又はその部分に設けられるものにあつては 50㎡以上 100㎡以下とすること。」

消防法施行令別表第 1

（13）項口・・・飛行機又は回転翼航空機の格納庫

別添 2

当該問題を使用した試験実施日等

試験実施日	試験実施 都道府県	合格発表日
平成 27 年 8 月 23 日	香川県	平成 27 年 9 月 30 日
平成 27 年 8 月 30 日	茨城県	平成 27 年 10 月 7 日
平成 27 年 8 月 30 日	長野県	平成 27 年 10 月 7 日
平成 27 年 8 月 30 日	島根県	平成 27 年 10 月 8 日
平成 27 年 9 月 6 日	神奈川県	平成 27 年 10 月 15 日
平成 27 年 9 月 13 日	熊本県	平成 27 年 10 月 22 日
平成 27 年 12 月 6 日	京都府	平成 28 年 1 月 15 日
平成 28 年 2 月 14 日	千葉県	平成 28 年 3 月 16 日
平成 28 年 2 月 14 日	福井県	平成 28 年 3 月 7 日
平成 28 年 2 月 20 日	青森県	平成 28 年 3 月 14 日
平成 28 年 2 月 20 日	岩手県	平成 28 年 3 月 24 日
平成 28 年 2 月 27 日	山梨県	平成 28 年 3 月 28 日
平成 28 年 2 月 28 日	三重県	平成 28 年 3 月 23 日
平成 28 年 5 月 28 日	山形県	平成 28 年 6 月 30 日
平成 28 年 7 月 17 日	大阪府	平成 28 年 8 月 19 日
平成 28 年 7 月 24 日	鳥取県	平成 28 年 8 月 29 日
平成 28 年 7 月 24 日	岡山県	平成 28 年 8 月 25 日
平成 28 年 8 月 27 日	岩手県	平成 28 年 9 月 30 日
平成 28 年 8 月 28 日	長野県	平成 28 年 9 月 30 日
平成 28 年 10 月 9 日	熊本県	平成 28 年 11 月 14 日
平成 28 年 11 月 13 日	北海道	平成 28 年 12 月 15 日
平成 28 年 12 月 18 日	東京都	平成 29 年 1 月 26 日 (予定)
合 計	延べ 22 都道府県	